

小牧市民病院未収金回収業務委託仕様書

1 業務委託名

小牧市民病院未収金回収業務

2 業務委託の目的

小牧市民病院（以下「病院」という。）における患者負担に係る診療費（自己負担）等の未収金回収業務について、専門的なノウハウ及び資格を有する者を積極的に活用することにより、負担の公平確保及び未収金の縮減を図るものであり、この業務の委託先を公募型プロポーザルにより選定する。

3 業務内容

(1) 委託する主な業務については、次のとおりとする。

- ア 債務者、保証人及び相続人（以下「債務者等」という。）に対する文書や電話による催告
- イ 支払いに係る相談対応
- ウ 居所不明者に係る住所等の調査
- エ 債務者等からの入金に係る事務処理
- オ 債務者等との折衝、支払いの相談
- カ メール等による委託した債権回収に関する質問返答
- キ 法的措置（支払督促、訴訟対応等）の実施

(2) 委託の対象になる債権

委託する債権は、未収発生後6ヶ月を経過したもので、次の①から⑩を除く債権とする。ただし、病院が必要と判断した債権については、この限りではない。

また、委託後に①から⑩に該当することが判明した債権並びに時効期間が完了し、時効の援用が書面でされた債権は、受注者は速やかに病院に報告し委託債権から除外する。

当初の委託見込み債権額は、42,756,934円とする。

(なお、病院が必要と認める時期に追加で委託することがある。)

- ① 訴訟等の法的措置を実施又は検討している債権
- ② 診療内容等により法律上の争いがある債権

- ③ 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払を拒む意思を明らかにしている債権
- ④ 破産・免責となった未払者に係る債権（連帯保証人のあるものを除く）
- ⑤ 生活保護を受給するなど経済的な理由で未払いであることが明らかな債権
- ⑥ 債務者が死亡又は受刑中等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権
- ⑦ 相続放棄等により、支払義務者が存続しない、あるいは特定できない債権
- ⑧ 分割納付中又は支払方法等について病院と相談中の債権
- ⑨ 債務者等との利益相反など正当な理由があつて受注者が受託できない債権（なお、受注者においては、債務者等の氏名が判明次第、「正当な理由があつて受注者が受託できない債権の有無」について速やかに調査を実施し、その結果を文書にて病院に通知するものとする。）
- ⑩ 病院で督促・回収を行うと判断した債権
- ⑪ その他、病院が委託することが適切でないと判断した債権

(3) 随時報告

次のいずれかに該当する場合には、速やかに病院に報告することとする。

(ア) 委託した債権が3の(2)のただし書きに該当することが判明した場合

(イ) 支払方法相談の結果、債務者等と分納合意する場合

(ウ) 債務者等とトラブルが発生した場合及び債務者等から苦情があった場合

(エ) その他債務者等の状況等について、病院が個別に照会した場合

(4) 中間報告書

契約終了前に弁護士が徴収不能と判断した債務者につき、行動内容及び処理履歴を明確に記載したものを弁護士の意見書とともに案件ごとにまとめ、紙媒体2部及び電子媒体

(Microsoft Word 又は Microsoft Excel にて、MS 明朝体 12

ポイントで作成したもの)を提出することとする。

(5) 最終報告書

契約終了時に完納しなかった債務者については、行動内容及び処理履歴を明確に記載したものを弁護士の意見書とともに案件ごとにまとめ、紙媒体2部及び電子媒体(Microsoft Word又はMicrosoft Excelにて、MS明朝体12ポイントで作成したもの)を提出することとする。

(6) 回収金の納付について

債務者等からの入金方法は原則として病院が指定した銀行口座への振込みとする。

なお、債務者等から受注者に現金書留郵便等による送金又は現金の持参があった場合は、受注者は速やかに病院の指定する口座に入金するものとする。

(7) 債務者等に関する住所等の調査について

必ずしも債務者等全員を対象とする必要はなく、調査対象の選定や調査の方法については受注者に一任する。

(8) 時効管理について

債権の時効管理並びに時効の援用処理は病院が行うものとする。

4 受注者に提供する情報

(1) 未払患者本人の基本情報

病院は、債権未払患者本人のID、氏名、(未成年者の場合には親権者の氏名)、生年月日、住所(病院が把握している情報であり、現住所を保証するものではない。)、生存の有無、(判明している場合)、電話番号、(判明している場合)、未収金全額、当該未収金に係る診療日等の情報を提供する。

(2) 連帯保証人の情報

病院は、連帯保証人がある場合は、連帯保証人の基本情報として氏名、生年月日、住所(病院が把握している情報であり、現住所を保証するものではない。)、電話番号、(判明している場合)、未収金全額、未払患者との関係を提供する。

(3) その他の情報

病院において、催告を実施する過程等において取得した情報を提供する。

なお、受注者は、病院から提供された債務者等の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び別添の「個人情報等情報資産に関する特記事項」を厳守し、個人情報を適切に管理するとともに、その取扱いには慎重を期し、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏えい等が生じないようにすること。

5 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

(上記期間以降、小牧市民病院及び受注者の合意により、1年度毎に令和5年3月31日まで契約締結できるものとする。ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この限りではない。)

6 受注者の告示について

病院は受注者による本件業務委託の実施に先立ち、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により、収納事務を委託した旨の告示をする。

7 委託料について

(1) 委託料の算出

委託料は各月の回収した債権額に、成功報酬率(消費税及び地方消費税を含み、消費税及び地方消費税抜きの率は整数とする。)を乗じて得た額とする。

また、成功報酬の割合(手数料率)には、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むとする。

委託料算出の結果、円未満の端数が出た場合は切捨てとする。

委託した債権について、契約期間中に債務者等が病院に直接支払った場合には、受注者が回収したものとみなす。

(2) 委託料の支払方法

病院は契約に基づく委託料として、(4)及び(5)により報告された後、適法な請求を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

8 業務改善指示

病院は入金情報を精査し、回収業務の進捗状況が不十分であると判断した場合には、受注者に対し、業務改善指示を行うことができる。

9 契約の解除

病院は、受注者が上記8に定められた業務改善指示に従わない場合、上記4の(3)のなお書きに違反した場合及び本件業務を執行する見込みがないと認められる場合においては、受注者の同意を得ずに契約を解除する権利を有する。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者は病院と十分協議して、決定するものとする。
- (2) 受注者は、契約終了時には、委託した全ての債権に対する対応状況の書類等を全て病院に引き継ぐこととする。
- (3) 受注者は、契約終了後、債務者等が誤って受注者に支払った場合には、その旨病院に連絡をして指示を仰ぐこととする。
- (4) その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、随時、両者協議の上、決定するものとする。